

# 定 款

株式会社バルニバービ

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

**第1条** 当会社は、株式会社 バルニバービと称し、英文ではBALNIBARBI Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

**第2条** 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営及び運営
2. 飲食店の企画及び経営に関するコンサルティング業
3. 食料品、飲料の製造、加工及び販売
4. 結婚式、パーティー、宴会等の企画運営及び受託
5. セールスプロモーションの企画、立案及び実施
6. 各種イベントの企画、立案及び実施
7. 各種施設の企画、開発、運営及び経営
8. グラフィックデザイン、インテリアデザイン等の企画、設計及び施工業務
9. 商品、商標の企画及びデザイン並びに商標権の管理業務
10. 地域開発、都市開発、環境整備等に関するコンサルティング業
11. 絵画・美術品の輸出入、販売、管理、展示及び運用業務
12. インターネットを利用した通信販売業
13. インターネットを利用した情報処理サービス業務及び情報提供サービス業務
14. ソフトウェアの開発及び販売
15. 出版物の刊行
16. 食材の販売及び輸出入
17. たばこの販売並びに酒類の製造及び販売
18. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店に対する指導業務
19. 企業の人材育成の受託及び労働者派遣事業
20. ホテルの経営
21. 書籍及び古本の販売
22. 郵便はがき、郵便切手及び収入印紙の販売
23. 広告代理店業務
24. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
25. 国内外の有価証券、不動産その他各種資産への投資及び運用、それらに関するコンサルティング業務並びに投資顧問業
26. 農作物の生産、加工及び販売
27. 自社消費用の農作物の生産

- 28. 農作物の貯蔵及び運搬
- 29. 農業関連施設及び体験型観光農園の経営並びに運営
- 30. 雑貨、衣料品、土産品等の企画、輸出入、製造及び販売
- 31. 有限責任事業組合及び投資事業有限責任組合の組成、設立、運営及び管理業務
- 32. 投資事業有限責任組合における無限責任組合員としての業務の執行
- 33. 企業の事業譲渡、資本参加、業務提携及び組織再編等に関する調査、企画並びにそれらの斡旋及び仲介
- 34. 経営コンサルティング業務
- 35. 企業の株式の保有及び管理
- 36. 債権の売買に関する業務
- 37. 前各号に附帯関連する一切の業務

#### (本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を大阪市に置く。

#### (機関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査等委員会
- 3. 会計監査人

#### (公告方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

#### (発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、29,112,000株とする。

#### (自己株式の取得)

**第7条** 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### (単元株式数)

**第8条** 当社の1単元の株式数は、100株とする。

#### (単元未満株式についての権利)

**第9条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行

使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

**第 10 条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

**第 11 条** 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株主総会

#### (招集)

**第 12 条** 当社の定時株主総会は、毎年 10 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

**第 13 条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

#### (招集権者及び議長)

**第 14 条** 株主総会は、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

**第 15 条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

**第16条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

**第18条** 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

**第19条** 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

**第20条** 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

**第21条** 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代

表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

#### （常勤の監査等委員）

**第22条** 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

#### （取締役会の招集権者及び議長）

**第23条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### （取締役会の招集通知）

**第24条** 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### （監査等委員会の招集通知）

**第25条** 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### （取締役会の決議方法）

**第26条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### （取締役会の決議の省略）

**第27条** 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### （監査等委員会の決議方法）

**第28条** 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(取締役への委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 会計監査人

(選任方法)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当及び基準日)

第 39 条 当社は、毎年 7 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第 40 条 当社は、毎年 1 月 31 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。  
2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 33 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成10年 9 月25日制定  
平成12年 7 月 4 日改定  
平成12年 7 月25日改定  
平成12年 7 月31日改定  
平成12年 9 月12日改定  
平成12年10月22日改定

平成13年10月28日改定  
平成14年10月29日改定  
平成15年10月28日改定  
平成16年10月28日改定  
平成18年10月30日改定  
平成20年10月27日改定  
平成22年10月28日改定  
平成25年10月31日改定  
平成26年 7 月10日改定  
平成26年 7 月28日改定  
平成26年10月30日改定  
平成27年 7 月 3 日改定  
平成27年 8 月14日改定  
平成27年10月29日改定  
平成28年 2 月 1 日改定  
平成28年10月27日改定  
平成31年 2 月 1 日改定  
令和元年10月29日改定  
令和 2 年10月29日改定  
令和 4 年10月26日改定  
令和 5 年 3 月 1 日改定  
令和 6 年10月29日改定  
令和 8 年10月28日改定